

使用見込延台数（令和 8 年度）

令和 8 年度長崎県レンタカー賃貸借契約(単価契約)に係るレンタカーの履行期間中の使用見込延台数は、次のとおりとする。

履行期間 契約締結日 ～ 令和 9 年 1 月 2 9 日

車種	クラス	使用単位	使用見込延台数
小型乗用車 (※電動車等)	1,000～ 1,500 cc	12 時間／日／台	948 台 (平均 12 台／日)

※1 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

※2 ハイブリッド自動車の場合は、別紙 1 仕様書 12－表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリンを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たすこと。

(参考)・契約期間のうち車両の利用開始を 10 月 1 日とした場合の休日、週休日等を除いた開庁日は、79 日（原則として、閉庁日は使用しない）。

・1 日当たり利用台数上限は 17 台／日とする。

注) 1 使用単位は、12 時間とする。

2 12 時間を超え 24 時間以内の使用の場合の賃貸借料金も、単価契約料金（12 時間料金）を適用するものとする。